

欧洲における酸化チタン規制がトナー・メーカーに影響を与えている。カラートナーに使われる酸化チタンは、2021年10月から化学会品の分類・表示および包装に関する規則(CLP)で規制されることが決まっている。カラートナーはキヤノンやリコー、コニカミノルタなど日本系が強く、調査会社のデータ・サプライによると19年生産における日本メーカー比率は58.9%と過半を占めている。規制の影響は欧洲にとどまらないとみられ、各社が対応に追われている。カラートナーの外添剤に用いる酸化チタンは、日本をはじめ主要メーカーの多

トナー各社 欧州規制が打撃

ゴリーや「区分1B」(ヒトに対する発がん性物質を持つこと)と推定される)に異議申し立てを圧倒的多数で否決。同年2月、酸化チタンを区分2とする規則を正式発効した。ただし、効力開始日は21年10月1日から

SDS(安全データシート)に記載義務が発生する。また酸化チタンがCLP規制対象物質となれば、ブルーインジケルマーク(BA M)認証にもかかわる。「GHSラベルを貼ってしまうとBAMを貼ることが難し

くが使用。主に流動性を持たせるために使われる。規制が制定されたきっかけは、フランス食品環境労働安全庁(ANSES)による16年の提案。欧洲化學物質局(ECHA)に対し、酸化チタンの発がん性力を

その後欧洲議会は20年1月、「区分2」(ヒトへの発がん性が疑われる)との判断を下した。この区分判断は、EU内で別条項があり、化粧品や食品、医薬品は対象外で、影響を受けるのはトナー、インキ、塗料など。

21年10月以後、トナーがカラーメッシュ(複合機)向けトナーで酸化チタンレストナーへの処方変更を実施。リコーは、代替物質としてチタン化合物を使用した処方を有力視するほか、シリカ系代替の可能性もある。コニカミノルタは、19

月、酸化チタンを発がん性物質に分類する規制案への記載義務が発生する。また酸化チタンがCLP規制対象物質となれば、ブルーインジケルマーク(BA M)認証にもかかわる。「GHSラベルを貼ってしまうとBAMを貼ることが難し

酸化チタンレス 余儀なく

電子部材 スマート技術

データ・サプライは、欧洲規制の詳細や主要トナー各社の対応について「2020年版トナーマーケット総観」でまとめていく。

くなるため、官公庁の入札が厳しくなる」(データ・サプライ)という。キヤノンは19年からA3カラーメッシュ(複合機)向けトナーで酸化チタンレストナーへの処方変更を実施。リコーは、代替物質としてチタン化合物を使用した処方を有力視するほか、シリカ系代替の可能性もある。コニカミノルタは、19